

# 特別養護老人ホーム 東部緑の苑

## 「重要事項説明書」

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第 0171300676 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 以上」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

### 〔目次〕

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	2
4. サービス提供における事業者の義務	3
5. 施設利用の留意事項	4
6. 居室の概要	5
7. 職員の配置状況	5
8. 当施設が提供するサービスと利用料金	6
9. 施設を退所していただく場合	11
10. 残置物引取人	13
11. 身元引受人	13
12. 成年後見制度	14
13. 施設実習の受け入れについて	14
14. 虐待防止のための措置について	14
15. 緊急時等における対応方法	14
16. 事故と損害賠償について	15
17. 損害賠償保険への加入	15
18. 苦情の受付について	16

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人北ひろしま福祉会
- (2) 法人所在地 北海道北広島市朝日町 2 丁目 6-9
- (3) 電話番号 011-373-8809
- (4) 代表者氏名 理事長 渡邊 憲介
- (5) 設立年月 昭和 24 年 10 月 1 日

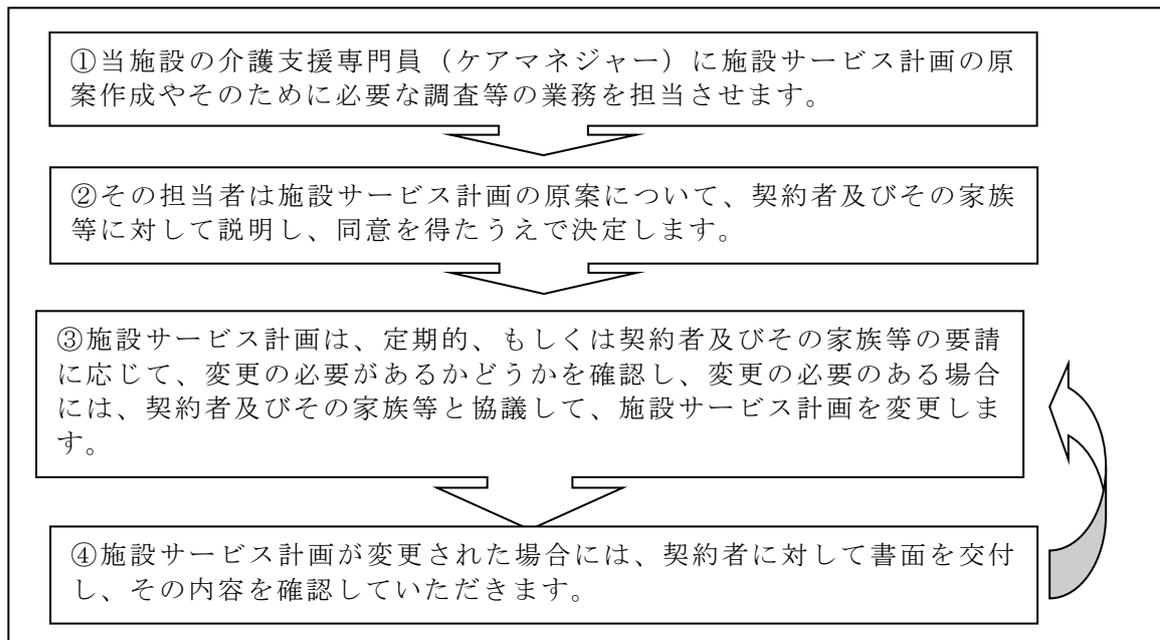
## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設  
北海道指定 0171300676 号
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 東部緑の苑
- (3) 施設の所在地 北海道北広島市共栄 276 番地 20
- (4) 電話番号 011-376-8686
- (5) 施設長(管理者) 賀川 幸介
- (6) 施設の目的 老人福祉法に基づく老人福祉施設で、身体上または精神上著しい障がいのため、常時介護を必要とする要介護者が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等、日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
- (7) 開設年月 平成 26 年 5 月 1 日
- (8) 入所定員 100 人
- (9) 建物の構造 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建  
建物の延べ床面積 6,351.35 m<sup>2</sup>
- (10) 併設事業所 短期入所生活介護事業所  
介護予防短期入所生活介護事業所

## 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。  
(契約書第 2 条参照)



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③ 契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
 ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。  
 ※身体拘束ゼロ等行動制限防止に係る規程を1階の掲示板に掲示しています。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
 ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。  
 また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火を使用するもの、ペットなどの生き物、刃物類など

### (2) 面会

面会時間 8:00～20:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、手洗いをお願いします。

### (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

### (4) 食事

お食事が不要な場合は、2日前の10:00までに申し出てください。この場合には、別表1に定める「食事の自己負担額」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 施設の安全配慮上、エレベーターを特殊操作で運行しています。また、階段入口は電子ロックを導入しています。電子ロックにつきましては、火災報知機と連動し、非常時は自動的に開錠されます。

### (6) 喫煙

施設が定める喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	100 室	ベッド、照明、カーテン、洗面台
機能訓練室	1 室	
医務室	1 室	
トイレ	35 カ所	呼び出しブザー、手摺設置
特殊浴室	1 室	機械浴槽
廊下	—	小廊下 1.8m、中廊下 2.7m
消火設備	—	自動火災報知機、スプリンクラー

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 7. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	34 名以上	34 名
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 看護職員	3 名以上	3 名
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名
6. 介護支援専門員	1 名	1 名
7. 医師	(1 名)	(1 名)
8. 栄養士	1 名	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 6：00～15：00 日中 8：30～17：30 遅出 12：00～21：00 夜勤 21：00～ 6：00
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 8：00～ 17：00 日中 8：30～ 17：30 遅出 9：00～ 18：00
4. 機能訓練指導員	日勤 8：30～ 17：30
5. 生活相談員	日勤 8：30～ 17：30
6. 介護支援専門員	日勤 8：30～ 17：30
7. 栄養士	日勤 8：30～ 17：30

## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。※2割負担、3割負担の方もいます

#### 〈サービスの概要〉

- ①居室の提供
- ②食事～当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体  
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。  
契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則  
としています。  
朝食：7：00～9：00 昼食：11：30～13：30 夕食：17：00～19：00
- ③入浴～入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入  
浴することができます。
- ④排泄の自立を促す為、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤機能訓練～機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生  
活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施し  
ます。

- ⑥健康管理～医師及び看護職員が、健康管理を行います。
- ⑦その他自立への支援～寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。  
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ⑧看取り～契約者ご家族の希望により、施設での看取りを行います。詳細は、別紙「東部緑の苑における看取りケア」をご参照ください。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

※別表1を参照ください

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。但し、契約者は入院期間中、契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、短期入所生活介護でベッドを活用した場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。（契約書第18条、第21条参照）

1日あたり	2,066円
-------	--------

（2）（1）以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

・利用に当たって別途利用料金をご負担いただく食費、居住費、その他費用

1 食費・居住費の費用

※別表1を参照ください

## 2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
預り金管理費	1,100円/月（通帳・印鑑預かり） 550円/月（現金預かりのみ）	
電気料	1点50円/日	
理美容代	カット 1,800円、顔そり 700円 カラーS（耳に掛からない長さ） 3,000円 カラーM（肩に掛からない長さ） 4,000円 カラーL（肩に掛かかる長さ） 4,500円 パーマS（耳に掛からない長さ） 3,000円 パーマM（肩に掛からない長さ） 4,000円 パーマL（肩に掛かかる長さ） 4,500円	（税込）

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 特別な食事（お酒を含みます。）

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

#### ② 理容サービス

週に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）、をご利用いただけます。（料金は上記参照してください）

#### ③ 金銭等の管理

契約者の希望により、預り金サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金及び現金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。（料金は上記参照してください）

#### ④ レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。ユニットごとに様々なレクリエーションを実施します。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）	※行事は各ユニットで実施しています
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
7月	緑苑祭	
9月	敬老会	
12月	もちつき	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道、カラオケなど（材料代等の実費をいただきます。）

⑤ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 白黒 10円、カラー 30円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

⑦ 契約書第19条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、1日あたり、厚生労働省の定める介護度別の単価の10割（全額自己負担）となります。

※契約者が要介護認定で自立又は要支援と判定された場合、要介護1の料金

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記1、2の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし（手数料は法人負担）	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、ゆうちょ銀行
イ. 指定口座へのお振込み（手数料はご本人様負担）	ご利用できる金融機関:北洋銀行 北広島中央支店 普通預金 3753958 北海道信用金庫 北広島支店 普通預金 4260719 北海道銀行 北広島支店 普通預金 0854317 道央農業協同組合 北広島支店 普通預金 0045830 (口座名義): 社会福祉法人北ひろしま福祉会特別養護 老人ホーム東部緑の苑施設長 賀川幸介 ゆうちょ銀行 二七九 当座 0095633 (口座名義): 社会福祉法人 北ひろしま福祉会
ウ. 経理課窓口で直接お支払	

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記配置医、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

##### ① 配置医師医療機関 及び 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 新産健会 ひがし在宅クリニック
所在地	札幌市東区北 26 条東 6 丁目 1-2
診療科	内科

##### ② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 豊和会 新札幌豊和会病院
所在地	札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 5 番 12 号
診療科	内科、外科、消化器内科、消化器外科、乳腺外科、大腸肛門外科、循環器内科、循環器外科、麻酔科、人工透析科、ペインクリニック外科、リハビリテーション科

##### ③ 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 康和会 札幌しらかば台病院
所在地	札幌市豊平区月寒東 2 条 18 丁目 7-26
診療科	内科、消化器科、循環器科、神経内科、整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科アレルギー科

##### ④ 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 即仁会 北広島病院
所在地	北広島市中央 6 丁目 2-2
診療科	内科、呼吸器科、整形外科、消化器科、循環器科、脳神経外科

##### ⑤ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	きたひろ東口歯科
所在地	北広島市中央 6 丁目 4-2

##### ⑥ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	加藤歯科
所在地	空知郡南幌町中央 4 丁目 5-7

## 9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|--|

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② 契約者が入院された場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所して頂くことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3月以上遅延し、相当期間(2週間)を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所した場合又は介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 契約者が事業者又はサービス従業員に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントその他のハラスメント行為を繰り返したことにより、本契約の当事者間の信頼関係が破壊された場合

→ \* 契約者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第18条参照)  
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり2,066円)

#### ② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

#### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

### ＜入院期間中の利用料金＞

契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、短期入所生活介護でベッドを活用した場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

#### (3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※契約者が退居されて、在宅並びに医療機関へ退所される際にかかる加算がありますので、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

#### 1 0. 残置物引取人 (契約書第 20 条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 20 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

#### 1 1. 身元引受人 (契約書第 22 条参照)

事業者は、契約者に対して、身元引受人を立てることを求めることがあります(身元引受人が亡くなられたときや、行為能力、弁済の資力を欠くにいたったときには、代替りの身元引受人を立てることを求めることがあります。)

身元引受人は、以下の事項についての責任を負うものとします。

- ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること
- ② 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること
- ③ 契約者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置
- ④ 緊急時における連絡先を複数、事業者に伝えるように協力すること

また、身元引受人は、契約者が本契約に基づいて負担するサービス利用料金その他一切の債務(契約違反により生じた損害賠償債務を含みます。)について、極度額 100 万円を上限として、連帯保証人として支払の責任を負います。

## 1 2. 成年後見制度

### <対象者>

認知症や知的障がい、精神障がいなどによりご自身で十分に「判断することができない方」

### <内容>

財産の取引、福祉サービス利用などの各種手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばれないよう法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

申立ては家庭裁判所に行い、申立権があるのは基本的に 4 親等以内の親族となっています。また、成年後見制度利用支援事業として、所得状況に応じ申立て費用や後見人などの報酬費用を助成する制度があります。

### お問い合わせ

北広島市成年後見センター（北広島市社会福祉協議会内）（011-378-4285）

## 1 3. 施設実習の受け入れについて

当法人は、契約者の福祉を求め、契約者およびその家族等の利益を最優先に考える福祉サービス提供者です。この理念に基づき、当法人は以下の通り実習生を受け入れ、実習の機会を提供しています。実習生は、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はおもにより、実習終了後においても個人情報保護法の趣旨に則り、守秘義務を負うものとします。

## 1 4. 虐待防止のための措置について

事業者は、契約者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

責任者は、施設長とします。又、社会性や客観性を確保するために第 3 者で構成する委員会を設置し、その第 3 者委員の助言や立会いを求めて解決に努めます。尚、第 3 者に直接申し立てることもできます。

## 1 5. 緊急時等における対応方法

現に施設介護サービスの提供を行っているときに契約者の心身の状況に変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は契約者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。

- 1) 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 2) 施設介護サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3) 施設は、施設介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとします。

## 1 6. 事故と損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

事業者は、施設介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、契約者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、事故状況及び処置について記録します。

事業者又は施設職員の責任により契約者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について契約者の故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を負いません。とりわけ下記に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

（損害賠償がなされない場合）

- 1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 2) 契約者がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 4) 契約者が、事業者もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- 5) 契約者本人の不注意による事故、不可抗力により事故が発生した場合。

## 1 7. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	賠償責任保険

\* 施設側に被害者に対する法律上の賠償責任がある事故が対象です。

## 18. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 [職・氏名] 相談員 長谷田 裕士
- 苦情解決責任者 [職・氏名] 施設長 賀川 幸介
- 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00
- 苦情解決事業第三者委員

[職・氏名] 北広島市役所保健福祉 部福祉課 理事 柄澤 尚江 氏	所在地 北広島市中央4丁目2番地1 電話番号 011 (372) 3311 F A X 011 (372) 6188 受付時間 平日 9：00～17：00
[職・氏名] 司法書士 大滝 和子 氏	所在地 北広島市しらかば町2丁目6-6 電話番号 011 (372) 5730 受付時間 平日 9：00～17：00
[職・氏名] 北広島市社会福祉協議 会 事務局長 中屋 直 氏	所在地 北広島市栄町1丁目5-2 電話番号 011 (372) 1698 受付時間 平日 9：00～17：00

### （2）行政機関その他苦情受付機関

北広島市役所 高齢者支援課	所在地 北広島市中央4丁目2番地1 電話番号 011 (372) 3311 F A X 011 (372) 6188 受付時間 平日 9：00～17：00
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011 (231) 5161 受付時間 平日 9：00～17：00
北海道社会福祉協議 会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1 電話番号 011 (241) 3978 F A X 011 (251) 6156 受付時間 平日 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 東部緑の苑

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者

氏名

代筆者

氏名

(続柄 )

後見人等

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。